特 許 特別会計レポート



第3号 (令和7年2月)



JAPAN PATENT OFFICE



Introduction

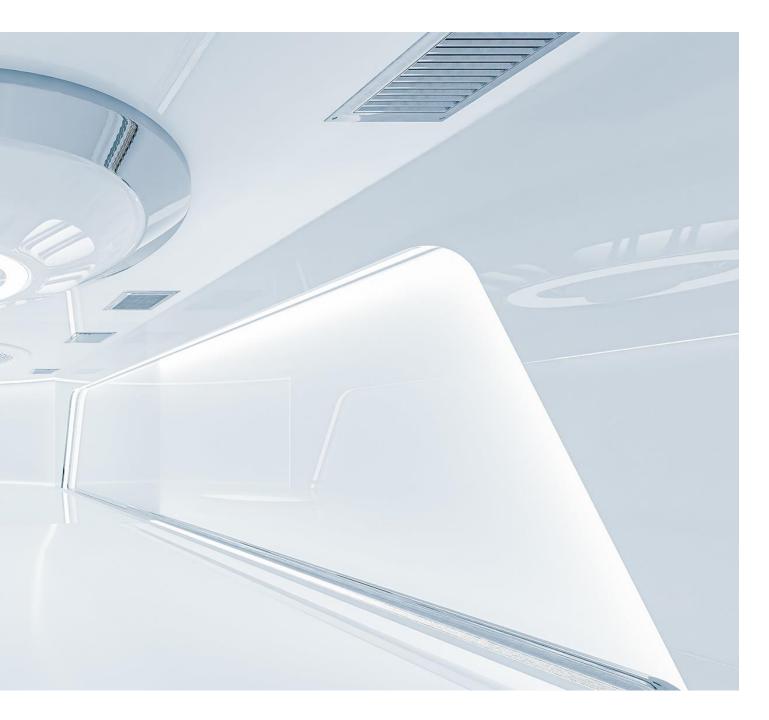
本冊子は、特許庁の財政情報である決算及び財務書類、予算等を、

知的財産権の利用者や国民の皆様に対してわかりやすく説明するために作成したものです。 本冊子が広く活用され、知的財産をめぐる現状と特許特別会計への理解を深める一助となれば 幸いです。

※表中の数値は端数処理の関係から、合計値と一致しない場合があります。また、各数値は原則として端数を四捨五入していますが、 p.17の決算書及びp.21の特別会計財務書類については、作成ルールに則り端数は切り捨てとしております。

※予算と決算は以下の時期に確定し公表可能となります。

- ・前年度決算:11月中旬に目毎の情報が確定、翌年1月頃に貸借対照表等を含めた情報が確定
- ・次年度予算:翌年1月頃に目毎の情報を国会へ提出し、国会における予算成立をもって確定



Contents

- 1 特許庁の役割と業務 05
 - ・ 特許庁の6つの大きな取組
 - 知的財産権の種類
 - 審査・審判の流れ
 - ・ 特許庁の体制

- 特許特別会計の概要
 - 特許特別会計の概要

料金の体系

6

11

24

- 剰余金の考え方

09

- 産業財産権関係料金
- PCT国際出願の流れと料金
- 料金設定の考え方
- 料金減免の対象者と軽減率
- 諸外国との料金比較

令和5年度決算の概要 17

- 歳入歳出決算の概要
- 部門別歳出入の推移
- 歳出の費目別内訳
- 長期で見た歳入歳出の推移
- 特許特別会計財務書類

令和7年度予算(政府案)の概要

- 令和7年度予算(政府案)のポイント
- 予算編成における財政規律

参考情報

- 特許・PCT
- 意匠
- 商標
- 参考リンク集

エグゼクティブ・サマリー

特許庁は、**我が国の産業の発展に向けて必要不可欠である産業財産権(特許、実用新案、意 匠、商標)**に関して、権利の付与や関連施策の企画立案等に取り組んでいます。

こうした活動に必要となる経費は、出願料・審査請求料・特許料等、ユーザーの皆様からいただいた手数料等で賄っており、一般会計から独立した「特許特別会計」において管理しています。このように我が国の産業財産権を創出しイノベーションを促進する特許庁の任務を確実に遂行するためには、特許特別会計において、将来必要となる投資経費(次期システム刷新や庁舎改修)や、災害等の不測の事態に備えたリスクバッファーの両方を勘案して「剰余金」(歳入と歳出の差額)を一定規模確保していく必要があります。このため、大学教授等からなる専門家・第三者による検証を定期的に実行しながら、計画的な財政運営に取り組むこととしています。

このように、特許庁の任務達成のための**持続可能な運営には、歳入として出願料・審査請求料・特許料等の料金収入が確保されることが必要**となります。そして、各料金の設定にあたっては、各手続に係る実費や諸外国の料金水準、出願促進等の政策的観点などを踏まえつつ、特許特別会計全体の収支を均衡させるとの考え方(収支相償)で合理的に設定することが前提となります。例えば、近年の厳しい財政状況を踏まえ、2022年4月から特許料等の値上げを行った一方で、イノベーションの担い手となる中小企業やスタートアップ等については、一部料金の軽減制度を実施しています。

特許特別会計の足下の状況を見ると、令和5年度決算では、**歳入が1,615億円、歳出が1,385億円**であり、**230億円の黒字決算**となりました。**剰余金は978億円**となり、不測の事態に備えたリスクバッファー分(約400億円)を確保できています。部門別に見ると、歳入は、特許が1,171億円(歳入全体の約73%)と最も大きく、次に商標の202億円(約13%)、PCTの78億円(約5%)が続きました。また、歳出は、特許が943億円(歳出全体の約68%)と最も大きく、次に商標の147億円(約11%)、PCTの113億円(約8%)が続きました。

今後も健全な財政運営を行うと同時に、特許庁のコンピテンシーを高めるためにはワイズ・スペンディングも重要となります。令和7年度政府予算案では、約1,544億円の歳出(単年度で約64億円の黒字)を計上し、一定の財政規律を維持しながらも、世界最速・最高品質の審査体制確保のために必要となる先行技術調査や情報システムの整備や、中小企業やスタートアップ等に対する知財活用支援の強化など、イノベーション創出等を強力に後押しする施策を盛り込んでいます。

以上のとおり、特許特別会計は、足下では剰余金が順調に増加し、財政状況が安定して、 特許庁の任務の適切な遂行に努めているところですが、引き続き、油断することなく、健全 かつ透明性を持った財政運営に取り組みます。



特許庁の役割と業務

特許庁の6つの大きな取組

特許庁では、我が国の産業の発展に向け次の6つの取組を積極的に進めています。

01 産業財産権の 適切な付与

世界各国から受け付けた特許出願などの 出願について、技術的観点、法律的観点 などから厳正に審査し、独占的な権利を 付与するか否かを判断します。審査結果 に対する不服については、地方裁判所に 代わって第一審としての機能を有する 審判部が、民事訴訟法等で定められた 厳正な手続で審理します。

02 産業財産権施策の 企画立案

未来を切り拓く「知的財産立国」の 実現に向け、①迅速・的確な権利付与、 ②企業のグローバルな活動を円滑化 する知財インフラの提供、③中小企業・ 大学などによる知財活用の促進、④地域 ブランドなどの確立、⑤模倣品対策など、 産業財産権施策の企画立案を積極的に 推進していきます。

3 国際的な制度調和と 途上国協力の推進

国際調和を目指した産業財産権制度の環境を整備し、あわせて、我が国における出願人の海外での円滑な権利取得や権利活用を支援するため、日・米・欧先進国間協力や中国・韓国を含めた五庁協力、途上国協力(審査協力、人材育成など)、特許審査ハイウェイ(PPH)の推進、模倣品・海賊版対策の強化など、積極的な国際活動に取り組んでいます。

04 産業財産権制度の 見直し

産業財産権施策の企画立案や国際交渉の 結果などを踏まえ、特許法、商標法など の関係法令の改正、審査基準などの見直 しを適宜行っています。

05 中小企業・大学等に 対する支援

中小企業・大学など裾野の広い産業 財産権活用を図るため、手数料の負担 軽減、知財活用の支援、知財管理体制の 強化支援、産学官連携の推進など、様々 な取組を行っています。

06 産業財産権情報提供の 拡充

多様なユーザーニーズに応えるため、 インターネット公報の発行などを通じて、 産業財産権情報提供の拡充に努めていま す。

知的財産権の種類

知的財産権制度とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出された ものを、創作者の財産として、一定の期間保護する制度です。知的財産権 のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つの権利を総称して、 産業財産権といい、特許庁が所管しています。

産業財産権=特許庁所管 ● 「発明」を保護 特許権(特許法) ● 出願から20年(一部25年に延長) 創作意欲 実用新案権 • 物品の形状等の考案を保護 を促進 (実用新案法) • 出願から10年 知的創造物についての権利等 ● 物品等のデザインを保護 意匠権 (意匠法) ● 出願から25年 • 文芸、学術、美術、音楽、 プログラム等の精神的作品を保護 著作権(著作権法) ● 死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年) 回路配置利用権 • 半導体集積回路の回路配置の利用を保護 (半導体集積回路の回路配置に 関する法律) • 登録から10年 • 植物の新品種を保護 育成者権 (種苗法) ● 登録から25年 (樹木30年) • ノウハウや顧客リストの盗用など (不正競争防止法) * 不正競争行為を規制

信用の

維持

についての権利等営業上の標識

商標権(商標法)

• 商品・サービスに使用するマークを保護

※技術上、営業上の情報

• 登録から10年(更新あり)

商号(会社法、商法)

• 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法)

• 周知・著名な商標等の不正使用を規制

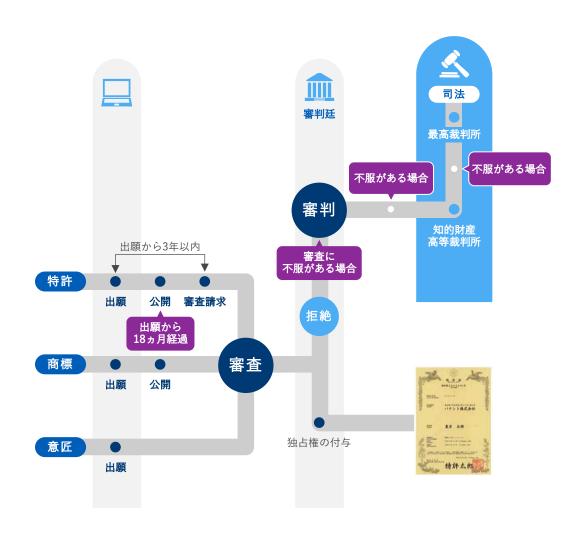
地理的表示 (GI) (特定農林水産物の名称の保護に 関する法律)

地理的表示(GI) (酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律) • 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と 結びついている産品の名称を保護

特許庁の役割と業務

審査・審判の流れ

特許庁は、世界各国から受け付けた特許、意匠、商標の出願について、 厳正な審査を行い権利を付与しています。審査結果に対する不服について は、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴 訟法等で定められた厳正な手続で審理します。





とは

審査官が、特許出願、意匠登録出 願又は商標登録出願について、 拒絶すべきものか、特許又は登録 すべきものかを決定する手続です。

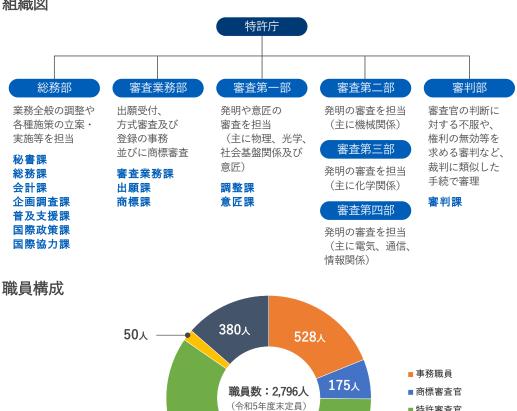


とは

拒絶査定等の審査における処分が 適正であったかどうかについて、 3~5人の審判官の合議体が、準司 法的手続にしたがって審理し決定 する手続です。

特許庁の体制

組織図



1,663人

管理職の任用状況と女性比率の推移



新規採用状況と女性比率の推移



■特許審査官 ■意匠審査官 ■審判官

[出典]「管理職への任用状況等について」

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/ninyo-jyokyo/kanrishoku_ninyou/



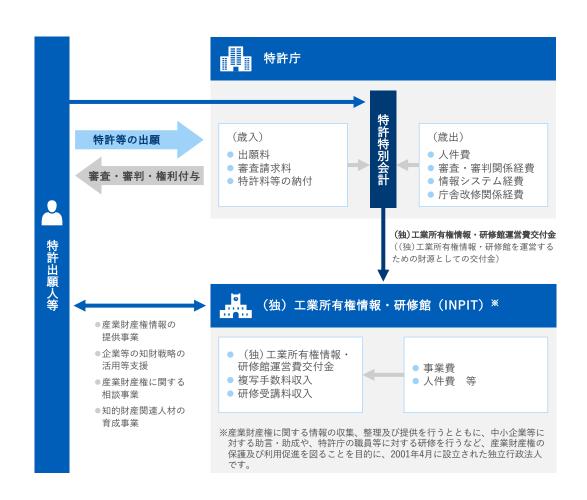
特許特別会計の概要

特許特別会計の概要

特許特別会計は、特許等の産業財産権(工業所有権)に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。



特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・ 意匠・商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。

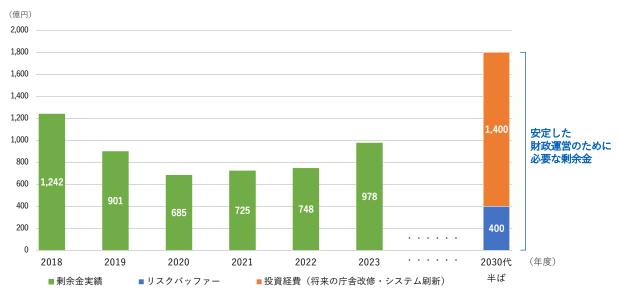


剰余金の考え方

- ●特許特別会計は、収支相償(収入と支出が均衡すること)を原則として独立 運営していますが、特別会計に関する法律により、以下の制約があります。
 - ・**年度を跨ぐ借入れが認められない**: 庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく 必要があります。
 - ・「積立金」等の資金の保有が認められていない: 法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を 設けて資金を管理することができません。したがって、歳入・歳出の差額はすべて「決算 剰余金」となります(ただし、剰余金の内訳・考え方を示すことは可能)。
- ●安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費(次期システム 刷新や庁舎改修)や、②災害等の不測の事態に備えたバッファーの両方を 勘案した剰余金の確保が必要です。
 - ①投資経費:2030年代半ばまでに必要な投資経費は以下のとおりです。
 - ・システム刷新経費:1.275億円程度
 - ※2030年代半ばまでには現行(2013-2026年度)と同規模の次期システム刷新が必要と想定
 - ・庁舎改修等経費:190億円程度
 - ※次期大規模改修が必要となる2050年代に現行(2014-2023年度)と同規模の庁舎改修関係費用(584億円)が必要と想定し、2030年代半ばまでに必要額の約1/3を確保
 - ②リスクバッファー:400億円程度
 - ※3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準(定常経費の概ね1/4)

●剰余金の推移

・令和5年度(2023年度)決算における剰余金は978億円であり、リスクバッファーは満たしています。



※次期システム刷新用積立金は、刷新計画の開始後、順次支出予定であり、それに応じて、上図における必要な剰余金額は変動することに留意。

料金の体系

産業財産権関係料金

産業財産権の主要な手続に必要な料金は以下のとおりです。(令和6年4月1日時点)



※特許については、審査請求時の請求項を10、設定登録時の請求項数を8として試算。商標については、出願・登録時 区分数を2として試算。



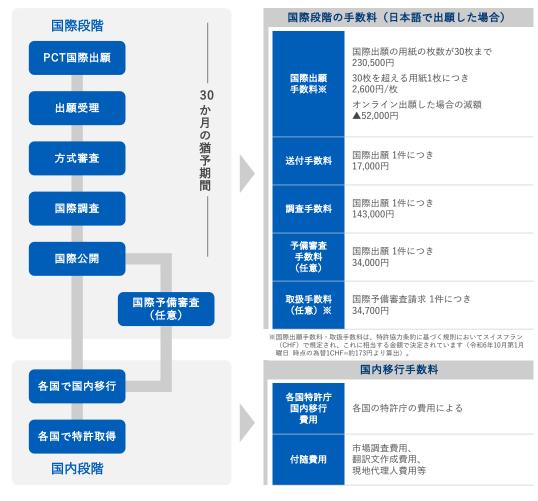
特許請求の範囲に区分して記載された項であり、請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されています。



区分 とは 商標において、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類〜第45類まであります。

PCT国際出願の流れと料金

日本国特許庁(JPO)でPCT国際出願を行い、JPOを国際調査機関とした場合、主要な手続に必要な料金は以下のとおりです。(令和7年2月1日時点)



国際段階料金のモデルケース

PCT国際出願をするためには、①国際出願手数料、②送付手数料、③調査手数料の支払いが必要です。

例えば、国際出願の用紙が40枚の日本語によるPCT国際出願を日本国特許庁にオンライン出願する場合、合計364,500円の手数料が必要となります。

合計金額	364.500円
③調査手数料	+143,000円
②送付手数料	+17,000円
オンライン出願による減額	▲52,000円
国際出願手数料(用紙枚数超えた分)	+26,000円
①国際出願手数料	+230,500円

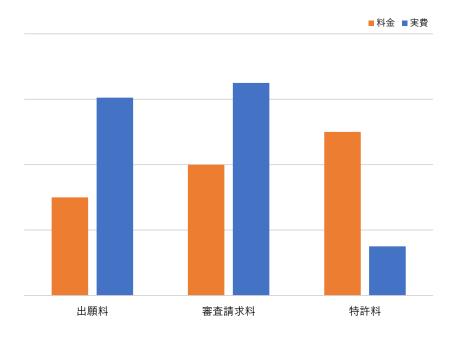
料金設定の考え方

料金設定の考え方

出願等に伴う料金は、基本的には実費を負担していただくという考え方のもとで設定しています。実費に対する料金が高く設定されているものもありますが、特許特別会計の収支相償(収入と支出が均衡すること)の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

出願料、審査請求料、特許料の料金と実費の関係、考え方は次のイメージです。

※料金と実費の比率のイメージであり、実際の金額とは異なります。



2

出願料 とは

出願料は、出願に係る事務処 理の費用に対する対価として 徴収される手数料です。

特許法の目的である発明奨励 等の観点から、実費を下回り、 ユーザーに出願行動を促す 程度の水準に政策的に設定 されています。

2

審査請求料とは

審査請求料は、審査の費用に 対する対価として徴収される 手数料です。

出願人の負担も考慮しつつ、 実費を下回り、ユーザーに 適正な審査請求行動を促す 程度の水準に政策的に設定 されています。

?

特許料 とは

特許料は、特許権を付与する 対価として徴収される料金 です。

個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、 出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

料金減免の対象者と軽減率

中小企業等を対象に、審査請求料・特許料(第1年分から第10年分)・ PCT国際出願に係る手数料について、一定の要件を満たした場合、減免措 置が受けられます。各減免の対象者ごとに特許・PCTの通常料金の軽減率 は以下のとおりです。

※以下に示した料金は、国内出願において審査請求日が2019年4月1日以降の案件について、審査請求時の請求項を10、設定登録時の請求項数を8として、出願~10年権利維持に係る費用を試算した概算金額になります。



※審査請求料・特許料(1~3年目)は免除、特許料(4~10年目)は1/2に軽減。

- PCT 国際出願・国際予備審査請求においても、料金の軽減・支援制度を利用できます(軽減・支援の割合は国内出願と同様。ただし、所得税非課税者・法人税非課税中小企業・生活保護受給者・市町村民税非課税者・事業税非課税の個人事業主は対象外)。
- 実用新案では、一定の要件を満たす個人(生活保護受給者等)を対象に、実用新案の技術評価の 請求手数料、登録料(第1年分から第3年分)について、減免・猶予措置が受けられます。

特許料等の減免制度

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html

諸外国との料金比較

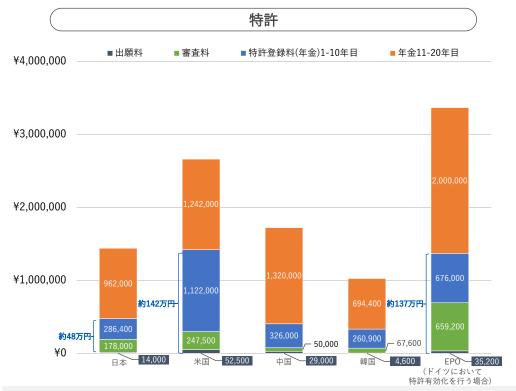
諸外国との料金比較 ※2025年1月調査時点。2025年2月末までに確定している料金改定も含む

特許庁では、収支相償の原則の下、各事務に要するコストや、特許特別会計全体の収支等を踏まえ、各種料金を設定していますが(P.13)、その際、諸外国における料金水準を考慮することも重要です。

以下では、特許・PCT(国際出願)・意匠・商標のそれぞれについて、出願から権利取得・維持にかかる料金を試算し、諸外国と比較しています。

特許・PCT・商標については、令和4年4月の料金引き上げ以降も、欧米より低い料金水準を維持しています。例えば、日本での特許権について出願・審査・権利維持に係る料金は一般的なケース(審査請求時請求項数10、登録時請求項数8、10年間維持)で、合計約48万円であり、米国(約142万円)や欧州(約137万円)を下回っています。

なお、意匠については、各国で権利存続期間が異なるため、10年目までの料金で比較すると、米国・中国よりも低い料金水準となっています。



- ・ 出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
- ・1ドル=150円、1ユーロ=160円、1元=20円、1ウォン=0.1円で算出
- 凡例は日本円における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
- ・ いずれも代理人費用は含まれていない。
- ※海外知財庁の料金については、海外知財庁のHP等を参考に特許庁において試算。



- PCT:請求項数8、ページ数40で計算
- ・PCT:請求項数8、ページ数40で計算
 ・意匠:米国は保護期間が登録日から15年、中国は出願から15年にて想定。EUIPOは出願料に1~5年目の更新料を含む。
 ・商標:区分数2で計算(米国は使用宣誓書の提出及び使用証明に係る権利維持費用を含む)
 ・1ドル=150円、1ユーロ=160円、1元=20円、1ウォン=0.1円で算出
 ・凡例は日本における料金区分、他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
 ・いずれも代理人費用は含まれていない。

※海外知財庁の料金については、海外知財庁のHP等を参考に特許庁において試算。

令和5年度決算の概要

歳入歳出決算の概要

令和5年度決算書

特許特別会計では、財政法第38条第2項に基づき、歳入・歳出の内訳を 決算書として作成・公表しています。

令和5年度決算書上の歳入は、特許料等の手数料収入が1,588億円、一般 会計からの受入が18億円、雑収入が9億円の計1.615億円に、前年度からの 剰余金の繰入れ748億円を加えた、2,364億円となりました。

また、歳出については、事務取扱費が1.270億円、(独)工業所有権情 報・研修館運営費交付金が106億円、施設整備費が10億円の計1,385億円と なりました。次ページ以降では、部門別・費目別の内訳を紹介します。

剰余金を除く単年度での収支は、230億円の黒字(歳入1.615億円、歳出 1.385億円)となりました。

令和5年度決算(百万円)

	歳入		
	- 特許料等収入	158,831	独立行政法人工
単年度の収入 1,615億円	特許印紙収入	2,498	情報・研修館運
	特許料等収入	156,333	事務取扱費
	他会計より受入	1,752	施設整備費
	一般会計より受入	1,752	予備費
		936	
	前年度剰余金受入	74,835	
	合計	236,356	合計

歳出	
独立行政法人工業所有権 情報・研修館運営費	10,560
事務取扱費	127,016
施設整備費	970
予備費	-
合計	138,547

※本表における歳入と歳出の合計は、財政法第38条第2項により決算書に掲載すべき事項であり、両者は一致する性質のもの ではありません(歳出入の差約978億円は、前年度剰余金として令和6年度予算に繰り入れられています)。なお、決算書 は、会計検査院の検査を受け、国会に提出されています。

「令和5年度決算(PDF)」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai zyouhoukaizi/kessan2023.pdf

部門別歳出入の推移

歳出入の推移を見ると、平成30年度から平成31年度にかけて歳出が増加しており、歳入の増加を上回っています。一方、令和2年度以降においては歳出が前年度と比較し、減少傾向になっております。また、令和4年度からの料金引き上げに伴い、駆け込みでの料金支払があったため令和3年度の歳入が増加しております。

部門別に見ますと、 PCTはマイナス収支が継続している傾向にありますが、令和4年度は料金の値上げもあり歳入が増加し、赤字幅が縮減しています。

なお、令和5年度の部門別の歳入は、特許が1,171億円(歳入全体の約73%)と最も大きく、次に商標が202億円(約13%)、PCTが78億円(約5%)が続きました。また、歳出は、特許が943億円(歳出全体の約68%)と最も大きく、次に商標が147億円(約11%)、PCTが113億円(約8%)が続きました。



※部門別歳入:各種権利に係る手続における料金収入をもとに算出

(歳入総額との差額は「その他」に計上。なお、これまで現金による納付は予納含め各手続に紐付くものと整理してきたが、令和5年度より特許印紙による予納が廃止されたことを踏まえ、「予納」については現金も「その他」と整理することとし、経年比較のため現金予納を開始した今和3年度以降の数値を更新した。)

部門別歳出:各種歳出をどの権利に係るものかを分類・按分し算出

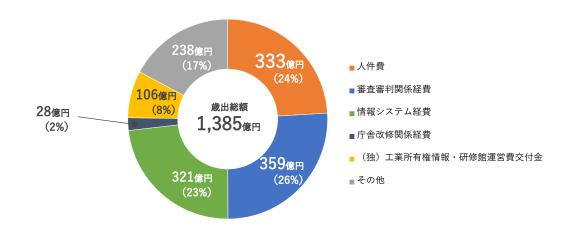
令和5年度決算の概要

歳出の費目別内訳

歳出の総額は、1,385億円(予算1,495億円、執行率92.7%)です。

歳出を費目別に見ると、審査審判関係経費が359億円と歳出全体の26%を占めています。

次に大きいのは、人件費の333億円(24%)、情報システム経費の321億円(23%)です。



人件費

特許庁職員にかかる基本給、 諸手当、共済組合負担金等に かかる経費等です。

審查審判関係経費

審査・審判事務にかかる経費 や、「世界最速・最高品質」 の特許審査を目指し実施して いる先行技術調査の外注経費 などが含まれます。

情報システム経費

「特許庁業務・システム最適 化計画」に基づく経費など、 特許事務の合理化を図るため の機械化費用です。

庁舎改修関係経費

特許庁庁舎の改修やそれに伴う外部施設の賃借経費です。

(独)工業所有権情報・ 研修館運営費交付金

産業財産権情報の提供、企業 等の知財戦略の活用の支援等 を実施するための運営費交付 金です。

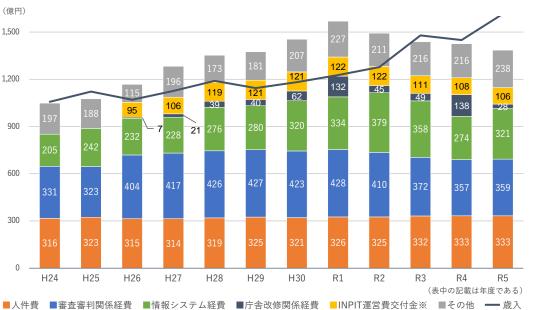
その他

各種調査委託費、一般管理費、 国際機関(WIPO:世界知的 所有権機関)への手数料送金 等です。

長期で見た歳入歳出の推移

特許特別会計を長期的に見てみると、情報システムの刷新や庁舎改修工事などの経費の発生や、海外の特許文献の急増による審査にかかる経費の増加により歳出が増加し、平成26年度より7年連続、歳出が歳入を上回る状況が続いていました。

そこで、歳出削減を徹底した上で、令和4年度から料金改定を実施した結果、料金改定直前の駆け込み納付(令和3年度末)、新料金下での増収(令和4年度以降)により、令和3年度以降は、歳入が歳出を上回っております。



■INPIT運営費交付金※ ■その他 — 歳入 ※(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)を運営するための交付金



出願件数については減少傾向にあるものの、登録件数で見れば横這い傾向を示しています。 出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選 することが根付き、企業等における知的財産 戦略において量から質への転換が図られつつ あることが窺えます。

特許特別会計財務書類

特許特別会計では、特別会計に関する法律に基づき、資産及び負債の状況等について開示するため、企業会計の慣行を参考に財務書類を作成しています。この財務書類は、会計検査院の検査を経て、国会に提出されています。

この財務書類では、「貸借対照表」に加え、発生主義により認識した費用 の内訳を示す「業務費用計算書」や資産・負債差額の増減の要因を示す「資 産・負債差額増減計算書」などが作成されています。

なお、次ページの表は財務書類を一部簡略化したものであり、詳細 (原文) は以下のページを御覧ください。

「令和5年度 特許特別会計財務書類 (PDF)」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai_zyouhoukaizi/kigyou2023.pdf

貸借対照表

前受金

その他

負債合計

賞与引当金

退職給付引当金

令和5年度決算(百万円)

資産の部	
現金・預金	97,809
有形固定資産	92,159
国有財産(公共用財産を除く)	92,116
土地	88,418
建物	3,356
工作物等	341
その他有形固定資産	43
無形固定資産	39,916
出資金	1,057
その他	4
資産合計	230,943

資産・負債差額の部	
資産・負債差額	157,630
自信及び資産・自信差額合計	230 943

負債の部

42,536

2,244

28,425

73,313

108

業務費用計算書

人件費	30,614
賞与引当金繰入額	2,244
退職給付引当金繰入額	1,901
独立行政法人運営費交付金	10,560
審査審判庁費	46,304
機械化庁費	19,783
庁費等	9,501
減価償却費	12,021
その他	4,958
本年度業務費用合計	137,890

資産・負債差額増減計算書

	前年度末資産・負債差額	130,232
-	·本年度業務費用合計	▲ 137,890
	財源	164,052
	自己収入	162,300
	その他	1,752
	資産評価差額	1,234
	本年度資産・負債差額	157,630

令和7年度予算(政府案)の概要

令和7年度予算(政府案)のポイント (令和6年12月27日閣議決定)

予算額 154,397,913 千円(1,544億円、前年度比+23億円)

無形資産の重要性が高まる中、イノベーション創出・稼ぐ力向上のためには、 知財を戦略的に経営に活用していくことが重要です。特許庁としては、ユー ザーに対し、利便性の高いサービスを提供し続けることで、知財活用を一層促 していきます。

このため、まず、我が国特許庁が引き続き世界最速・最高品質の審査を提供するため、必要な体制確保・システムの整備に取り組みます。また、優れた技術・アイディアを事業拡大・市場獲得に結びつけるため、スタートアップ・中小・中堅企業などのイノベーションの担い手やその支援機関に対する事業段階に応じた知財活用支援を強化します。さらに、地域知財経営支援ネットワークを通じた地域中小企業への支援や、知財活用による社会課題解決の取組の情報発信等を通じて、知財エコシステムの裾野を拡大します。

① 世界最速・最高品質の審査体制の確保

650.1億円(-3.2%、一時的な経費(システム刷新)を除くと+3.7%)

- ・必要な審査能力の確保
- ------ 313.2億円(303.3億円)+庁内体制の確保
- 先行技術調査(特許)、識別力等調査(商標)等、円滑な審査実施のために必要な予算の確保【拡充】
- 意匠審査におけるスタートアップ向け早期審査導入のための体制確保(非常勤職員手当増) 【新規】
- ・情報システム刷新及びシステム運用 ・ 足下のシステム運用及び計画的なシステム刷新の着実な実施【継続】

··· 336.9億円(368.3億円)

② イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援

56.6億円 (+33.2%) 及び(独) INPIT交付金の内数

- - ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣等によるスタートアップの知財戦略構築支援【拡充】
 - ・ 大学やナショナル・プロジェクト等の革新的な研究開発における知財戦略構築 【拡充/INPIT交付金】
 - 国内投資に積極的な中堅企業の事業再編時の知財戦略策定等の支援【新規/INPIT交付金】
 - 中小・スタートアップ等の海外での権利取得支援【継続/一部INPIT交付金】
 - ・海外での市場獲得に向けた諸外国・地域の知財制度調査・途上国の制度整備支援【継続】
- ・地域の中小企業へのワンストップ支援や情報発信を通じた知財エコシステムの裾野拡大 18.4億円 (10.6億円) + INPIT交付金120億円 (116億円) の内数
 - 47都道府県に知財支援に関する相談窓口を設置【拡充/INPIT交付金】
 - 自治体や地域の支援機関等が連携して知財経営支援に取り組むモデル地域の創出【拡充】
 - ・ 知財を切り口とした地域の金融機関による中小企業の事業性評価の推進【継続】
 - ・ 地域の経済産業局や産業支援機関による知財活用施策の促進/地域の中小企業向けの普及啓発イベントの実施【継続】
 - 知財活用による社会課題解決に関する情報発信等を通じた様々なプレーヤーの知財意識向上【拡充】

[出典]「令和7年度 特許特別会計予算案のポイント」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/yosanan/2025chizai_yosan.pdf

予算編成における財政規律

特許特別会計では、健全な財政運営を行うため、外部有識者の御意見も 伺いながら、独自の財政規律を設けています。

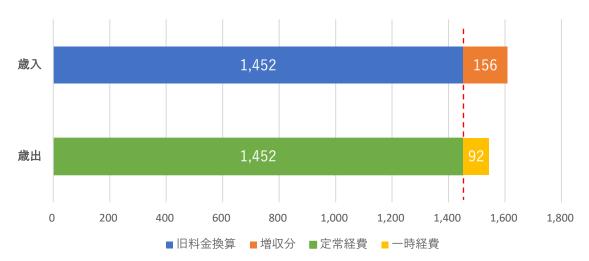
令和7年度予算案の編成にあたっては、第8回財政点検小委員会(令和6年5月)において、以下の方針で対応することを確認しました。

• 令和7年度概算要求では、「定常経費*が旧料金(令和4年3月31日までの料金) 換算での歳入を下回るよう要求額を設定する」ことを原則とする。

*定常経費:一時経費(システム刷新・庁舎改修)以外の経費

- ただし、賃上げや円安に伴う、特許庁に裁量のない義務的な増額については柔軟な対応を行う。
- ・また、引き続き、審査体制の確保や中小企業・スタートアップ等への支援等に取り 組む。

この方針に基づき予算編成を進めた結果、令和7年度政府予算案は、 歳入1,608億円、歳出1,544億円となりました。



なお、主な増減理由は以下のとおりです。

(主な増額要因:57億円程度)

- ・先行技術調査等の強化(+10億円)
- ・中小・スタートアップ支援の強化等に伴う政策経費の増額(+4億円)
- ・産業競争力強化法改正によるINPITの機能強化に伴う増額(+4億円)
- ・為替レート変動(円安)に伴う国際機関(WIPO)への送金増額(+14億円)
- ・経済産業省本省との共通システム更新に伴う増額(+14億円)
- ・児童手当制度見直し、その他一般管理費の増額(+11億円)

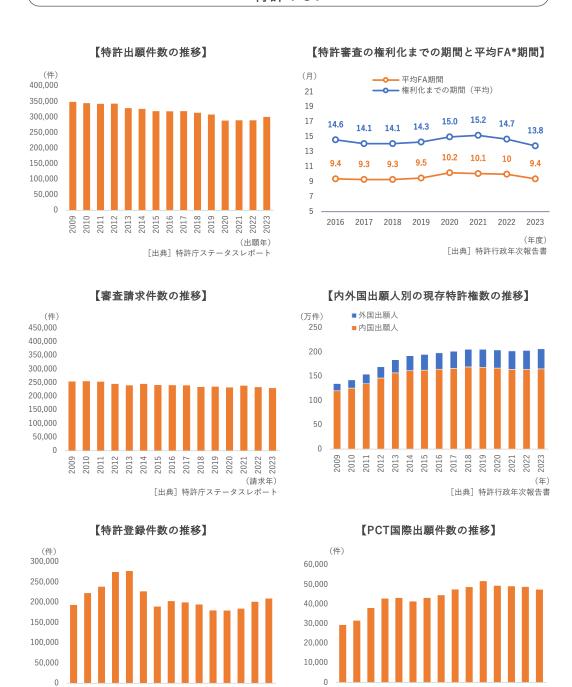
(主な減額要因:▲34億円程度)

- ・システム関連経費の減額(▲31億円)
- ・定年退職者減に伴う人件費の減額(▲3億円)



参考情報

特許·PCT



*FA(ファーストアクション)とは、審査官による出願人への最初の審査結果通知(登録査定又は拒絶理由通知書等)が出願人等へ発送されること。

(登録年)

[出典] 特許庁ステータスレポート

[出典] 特許庁ステータスレポート

(出願年)

意匠

【意匠登録出願件数の推移】



【意匠登録件数の推移】



【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間】



商標

【商標登録出願件数の推移】



【商標登録件数の推移】



【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間】



[出典] 特許行政年次報告書

参考リンク集

特許庁関係 (特許特別会計) 予算の概要

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/yosanan.html

「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づく特別会計に係る情報開示

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/tokukai_zyouhoukaizi.html

行政事業レビュー(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html

事業別フルコスト情報の開示

(経済産業省HP)

決算 省庁別財務書類及び国の債権に係る情報の各年度決算より 経済産業省 省庁別財務書類(参考情報1~2)を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/main/31.html#04

※令和5年度決算の事業別フルコスト情報については、令和7年3月頃に掲載を予定しております。

特許行政年次報告書

知的財産をめぐる国内及び海外の動向と特許庁における取組について取りまとめています。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/index.html

特許庁ステータスレポート

最新の特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信することを目的として、作成したものです。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/index.html

五庁統計報告書

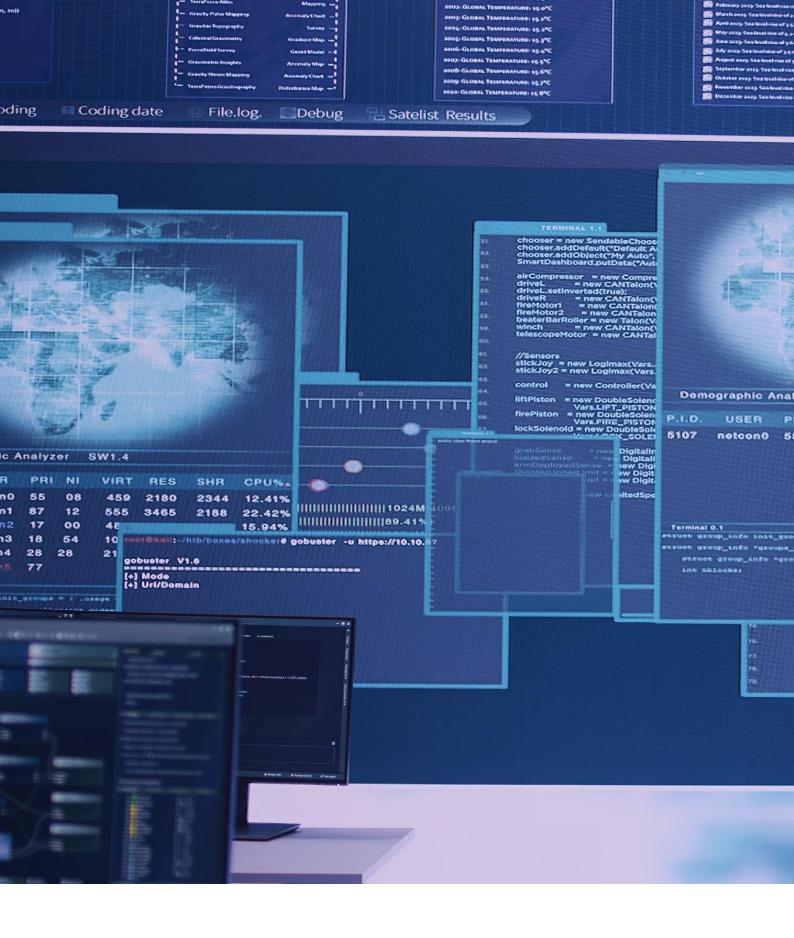
日米欧中韓の特許庁は、各庁の活動状況や主に特許関連の統計情報を纏めた五庁統計報告書 (IP5 Statistics Report)を作成・公表しています。

海外の特許庁の活動等についてはこちらを御覧ください。

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/ip5_statistics-report.html

特許庁が達成すべき目標

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html





(特許庁ホームページ)